

高槻ワーキングニュース

秋の雇用・労働関係イベントのご案内

どなたでも無料で受講いただけます！是非ご参加ください！

① 障がい者雇用支援講演会

9月は「障害者雇用支援月間」です。高槻市では、障がい者雇用に関心のある方や企業の人事労務担当者を対象とした、障がい者雇用支援講演会を開催します。

日 時：令和8年9月29日（火）15:00～16:30
場 所：クロスパル高槻（総合市民交流センター）5階 視聴覚室
テーマ：「障がい者雇用への取組」（仮）
講 師：日東ひまわり茨木株式会社 企画管理課 課長 小汐 伸征

2025年3月
大阪府ハートフル
企業顕彰教育貢献賞
受賞

参加費：無料（定員 50 名）

対 象：どなたでもお気軽にご参加ください。

（障がい者雇用に関心のある方、人事労務担当者等）

主 催：高槻市、高槻市障がい者就業・生活支援センター、
高槻市障害児者団体連絡協議会、高槻事業所連絡会

◎市HP
※8月下旬
公開予定



② 労働関連セミナー

労働関連の法令や雇用ルール・労働環境をめぐる問題等に関する理解を深め、勤労者の権利保護や労働環境の改善を図ることを目的として、労働関連セミナーを開催します。

日 時：令和8年11月19日（木）18:30～20:00
場 所：高槻市立生涯学習センター3階 研修室（高槻市桃園町2番1号）
テーマ：『『仕事でないもの』に価値はあるか？～文化人類学の問い～』
講 師：関西学院大学 社会学部 教授 中谷 文美

世界の様々な地域に暮らす人々のリアリティに寄り添いながら、働くことの意味と可能性についてお話いただけます。

参加費：無料（定員 50 名）

対 象：どなたでもお気軽にご参加ください。

（雇用・労働関連のテーマに関心のある方等）

主 催：高槻市

◎市HP
※10月上旬公開予定



上記①・②の お問い合わせ・お申し込み

お電話で：(1)お名前 (2)連絡先（電話番号）をお知らせいただくか、
インターネットで：市ホームページの応募フォームよりお申し込みください。

高槻市 産業振興課 TEL:072-674-7411



事業主の皆様へ

令和8年7月1日から障がい者の法定雇用率が引き上げられました

障がい者の法定雇用率は、令和5年度から段階的に引き上げられています。また、対象事業者の範囲も拡大しています。

民間企業の法定雇用率
2.5%
対象事業主の範囲
40.0人以上

令和8年
7月1日より

民間企業の法定雇用率
2.7%
対象事業主の範囲
37.5人以上

▶障がい者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆毎年6月1日時点での障がい者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆障がい者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任(努力義務)

◎詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。



障がい者の
法定雇用率引上げと
支援策の強化



毎年9月は OSAKA 女性活躍推進月間です（大阪府）

大阪府では、9月を「OSAKA 女性活躍推進月間」と定めて、月間中は、女性の活躍推進に関するイベント等を実施しています。



OSAKA女性活躍推進
ドーンdeキラリ
フェスティバル
2026

— 2026 —
9.4 FRI
9.5 SAT
大阪府立
男女共同参画・青少年センター
ドーンセンター

イベント全体に関する
お問合せ

府民お問合せセンター | 平日9:00~18:00

06-6910-8001

※各プログラムへの参加申込については、
ホームページ又はリーフレット中面をご覧ください。

ドンキラ

検索



www.dawndekirari2026.jp

カスタマーハラスメント対策が義務化されます

事業主の皆さまは、改正法や指針の内容に沿った対策を行う必要があります。

職場における「カスタマーハラスメント」とは、
職場において行われる

- ① 顧客等の言動であって、
- ② その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
- ③ 労働者の就業環境が害されるものであり、
①から③の要素をすべて満たすもの。

※電話やSNS等のインターネット上において
行われるものも含まれます。

※顧客等からの苦情の全てがカスハラに該当するわけではありません。また、障がい者から不当な差別的取扱いをしないよう求めることや、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思を表明すること自体は、カスハラには当たりません。

カスハラ防止のために講ずべき措置（義務）

事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①カスハラには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する。
- ②カスハラの内容及びあらかじめ定めた対処の内容を、労働者に周知する。

◆相談体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する。
- ④相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする。

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する。
- ⑥被害者に対する配慮のための措置を適正に行う。
- ⑦再発防止に向けた措置を講ずる。



◆対応の実効性を確保するために必要なカスハラの抑止のための措置

- ⑧特に悪質と考えられるカスハラへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する。

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する。
- ⑩相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する。





高槻市プレミアム付商品券 (第8弾)の利用開始！！

高槻市は、市民の家計支援と地域の経済支援を目的に、スクラム高槻「地元のお店応援券」第8弾を実施します。
事業者の皆様のご参加をお待ちしております。

参加の5つのメリット！

- 1** 高いプレミアム率(最大175%*)と
大きな発行額(最大約37億4,000万円)と
高い利用率(市内世帯の約80%)で
売上アップ！ **UP!!** ↑
 - 2** 決済手数料などの
費用負担ゼロ **¥0**
 - 3** レジ前にポップを
置くだけで
決済可能* 
 - 4** 売上は指定口座に
自動入金* 
 - 5** リアルタイムで
売上データを
キャッチ* 
- *デジタル商品券等の場合

利用期間

デジタル商品券:9/1(火)~1/14(木)
紙商品券:9/3(木)~1/14(木)

取扱店舗 大募集中！！

【申込締切】
11/30(月)まで
【登録料】
無料



中東情勢の変化に伴い中小企業・小規模事業者対策を行います（中小企業庁）

中小企業庁は、昨今の中東情勢や原油価格高騰などにより影響を受ける中小企業・小規模事業者を支援するため、相談窓口を設置するとともに、厳しい状況に直面する事業者に対する資金繰り支援を実施します。

中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口

中小企業庁では、昨今の中東情勢を踏まえ、困難な状況に
直面している中小企業・小規模事業者から、資金繰りや経営に
関する相談を受け付ける特別相談窓口を設置しています

※6月1日(月)より中小企業活性化協議会にも特別相談窓口を設置しました



※特別相談窓口一覧は
中小企業庁の特設サイトに
掲載しています

年次有給休暇を活用して、働き方・休み方を見直しましょう(厚生労働省)

労働基準法の改正に伴い、2019年4月から事業主は、年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となっています。

年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト

もっと自分SU
Refresh/
働き方
休み方

年休取得促進
特設サイト



～次回の高槻ワーキングニュースは令和8年12月25日発行予定です～